

## 本校生徒心得

私たちは校訓に込められた本校設立の趣旨を踏まえ、志を高く持ち学びを深めるとともに、次世代の我が国を担うべく、成長しなければならない。

私たちは次に示す礼儀を守り、日々私たちの品性の向上に努めなければならない。

- 1 他人に迷惑をかけないように努めよう。
- 2 保護者、先生その他年長者に対しては、尊敬の態度を持って接しよう。ポケットに手を入れたままの礼、注目しない礼、声を出さず頭のみを少し下げる礼などは、人格を無視した態度であるから注意しよう。
- 3 上級生、先輩には敬意を失わない態度で接しよう。上級生は下級生から、真に敬愛に値する人格者となるように心がけよう。また、上級生は優しさを持って下級生を導こう。
- 4 粗暴な言葉遣いをせず、丁寧な言葉遣いを心掛けよう。
- 5 校舎内では静かに歩き、廊下などを走ったり座りこんだりすることはやめよう。
- 6 食事はマナーを守り、食堂や教室等の指定された場所で食べ、歩行飲食はやめよう。
- 7 全校朝礼・儀式・講演など各種会合の際は、私語・談笑をやめよう。
- 8 電車・バス・その他の車中では、高齢者・身体の不自由な方・その他困っている人には、進んで席を譲ろう。
- 9 服装は最も自己の人格を表現するものであり、流行を追って華美に流れることは、品位ある高校生になすべきことではないことを自覚しよう。
- 10 身の回りを清潔にしよう。環境の整頓・清掃は私たちの心を清らかにしてくれる。ごみ・不用品等を見だりに捨てないように心がけよう。
- 11 自分の所有物を大切にすると同じような気持ちで、公共の器物・建物を大切にしよう。
- 12 相手を大切にし、敬意を払い、節度のある交際を心がけよう。
- 13 公共の福祉に奉仕する行為やその他の善行は率先して実行しよう。

私たちは礼儀正しい社会が、いかに快い社会であるか、礼儀をわきまえない行為が、いかに他人の心情を害するかを深く考え、自己省察しよう。

私たちは古賀竟成館高校生としての自覚と責任を持って、礼儀正しい行為の実践に努め、品位ある人間の練磨を怠らず、将来、社会の有為な人物となるよう心がけよう。

# 生徒部規程

## 第1章 服装・身だしなみについて

生徒は、登下校の際には、本校指定の制服を正しく着用する。

年間を通して、個々の体調に合わせて以下の各スタイルを着用できる。ただし、式典等では正装とし、指定されたスタイルを着用すること。

改造等は厳禁とし、故意に手を加え規定に反した場合は、正しい制服に直すか新規に購入することとなる。なお、身体等の理由による異装をしなければならない場合は、担任に申し出て生徒部から、異装許可を得なければならない。

### 1 I型制服

#### (1) 冬服スタイル

- ア 紺色スーツ
- イ 長袖ボタンダウンシャツ
- ウ ネクタイ
- エ 本校指定の紺色セーターの着用を可とする。

#### (2) 夏服スタイル

- ア 半袖ボタンダウンシャツ
- イ 半袖ポロシャツ
- ウ 夏用ズボン
- エ 本校指定のサマーベストの着用を可とする。

#### (3) 中間スタイル

- ア 冬服スタイル、夏服スタイルを組み合わせることができる。
- イ スーツの上着、またはセーターを着用する場合はネクタイを着用する。
- ウ ポロシャツの上にはスーツの上着を着用出来ない。

#### (4) その他

- ア ベルトは黒を着用する。(制服に見合わないデザインのもの不可) また、ベルトは腰骨より高い位置でしっかりと締める。
- イ シャツの下に肌着のみを着用すること。なお、肌着は白、黒、紺、グレー、ベージュの無地のものとする。
- ウ 半袖ボタンダウンシャツのすそは、ズボンの中に入れる。
- エ 式典の際は、必ず正装とする。ただし、シャツについては、冬服時は白色、夏服時は水色を着用する。なお、式典の際は袖等のボタンをきちんと留めること。

## 2 II・Ⅲ型制服

### (1) 冬服スタイル

スカートスタイルの場合

- ア ブレザー
- イ 長袖ブラウス
- ウ チェックプリーツスカート
- エ リボン、またはネクタイ
- オ 本校指定の紺色ニットベスト、セーターの着用を可とする。

スラックススタイルの場合

- ア ブレザー
- イ 長袖ブラウス
- ウ スラックス
- エ リボン、またはネクタイ
- オ 本校指定の紺色ニットベスト、セーターの着用を可とする。

### (2) 夏服スタイル

スカートスタイルの場合

- ア 半袖オーバーブラウス
- イ 半袖ブラウス
- ウ チェックプリーツスカート
- エ リボン、またはネクタイ
- オ 本校指定のサマーベストの着用を可とする。

スラックススタイルの場合

- ア 半袖ポタンダウンシャツ(水色)
- イ 夏用スラックス
- ウ 本校指定のサマーベストの着用を可とする。

### (3) 中間スタイル

スカートスタイルの場合

- ア 冬服スタイル、夏服スタイルを組み合わせることができる。
- イ ブレザー、またはベスト・セーターを着用する場合、半そでオーバーブラウスの裾をスカートの中に入れる。
- ウ リボンまたはネクタイ

スラックススタイルの場合

- ア 冬服スタイル、夏服スタイルを組み合わせることができる。

### (4) その他

- ア ウエスト部分を巻き込む等の細工をしない。
- イ スラックススタイルの場合はベルトは黒を着用する。(制服に見合わないデザインのもの不可)また、ベルトは腰骨より高い位置でしっかりと締める。
- ウ 長袖ブラウス、半袖オーバーブラウスの襟元のボタンはきちんと留める。
- エ ネクタイは、Ⅱ型用のものとする。
- オ 肌着は、白、黒、グレー、ベージュ、紺の無地とする。

カ ジャケットまたは長袖セーターの着用時は、Ⅰ型はネクタイ、Ⅱ・Ⅲ型はそれぞれの型のネクタイまたはリボンを着用すること。

キ 式典等の際は、必ず正装とする。ただし、ブラウスは、冬服時は白色、夏服時は水色を着用する。また、袖等のボタンをきちんと留めること。

なお、各学期の始業式および終業式等の服装もこれに準ずるものとし、1学期の始業式、2学期の終業式、3学期の始業式及び終業式は冬服（ジャケット着用）とする。

### 3 防寒着

#### (1) コート・ジャンパー等

ア コート・ジャンパー等の着用を可とする。

華美でないもの。または、部活動で揃えて購入しているもの。

長さはひざ上までとする。

#### (2) セーター・ベスト

ア Ⅰ型制服着用者は全員本校指定のセーターを購入する。また、サマーベストについては本校指定のもののみ着用を可とする。

イ Ⅱ型制服着用者は全員本校指定の紺色ニットベストを購入する。また、サマーベスト、セーターについては本校指定のもののみ着用を可とする。

#### (3) その他

ア マフラー、ネックウォーマー等は、華美でない色のもののみ着用を可とする。

イ タイツは、無地で保温性の高い黒色(80デニール以上で基本的に肌が透けないもの)のみ着用を可とする。

ウ 防寒着は登下校時のみ着用を可とする。

### 4 靴 下

本校指定のソックスのみ着用する。

### 5 履 物

#### (1) 通学靴

ア 黒のコインローファーとする。(推奨品あり)

イ ヒールの高さは3cmまでとする。

#### (2) 上 靴

ア 学年色の上靴を着用する。(推奨品あり)

### 6 通学バッグ(全学年共通)

(1) 教材等を入れるための目的を果たすものを使用する。

(2) 部活動で揃えているバッグでもよい。

## 7 装飾関係

### (1) 化粧の禁止

ア 次のものは化粧(品)とみなす。

香水、リップクリーム(色つき)、口紅、マニキュア、ペディキュア、ファンデーション、アイブロウ、アイシャドウ、アイライン、マスカラ、アイプチ、チーク等

イ まつげカール、まつげエクステ等は禁止とする。

### (2) 装身具着用の禁止

装身具の着用は一切認めない。

ア 次のものは装身具とみなす。

ピアス、指輪、ミサンガ、ブローチ、ネックレス、ブレスレット、黒・紺・茶以外のヘアピン・黒・紺・茶以外のカッチンどめ、イヤリングカチューシャ等

イ ピアスは指導の対象とする。(耳に穴を開けることも禁止する)

## 8 頭 髪

清潔にし、むやみに流行を追わず、常に古賀竟成館高校生としての品位を保つよう心掛ける。

### (1) 男女共通

ア 日常的に目にかからないようにすること。目にかかる場合は切るかピンで留める。

イ 後ろ髪は、肩の線より長い場合は結髪する。結ぶゴムは黒・紺・茶とし、飾りのついてないもののみとする。

ウ ひげ・もみあげは伸ばさない。

エ 剃り込み、バリカン等による特殊な加工(刈り上げた部分に髪を残すなど)は禁止する。

オ パーマ(ストレートパーマ、縮毛矯正を除く)・染色・脱色等の加工は禁止する。

カ 流行性の強い頭髪は禁止する。

キ 異形となるような整髪料・ワックス等の使用を禁止する。

### (2) 留意点

ア 以上の規定に違反した場合は、指導の対象とする。

イ 故意または過失(ストレートパーマ・アイロン・ドライヤーの使用等)により、髪が脱色したと認められる場合も、規定違反と同様の指導を行う。

## 第2章 アルバイトについて

アルバイトについては、学業に専念するために本校では原則禁止とする。

### 第3章 交通安全について

#### 1 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する場合は、必ず自転車保険に加入すること。
- (2) 必ず、通学許可の登録をし、本校指定のステッカーを所定の場所につけること。
- (3) 学校内の指定された場所に駐輪し、施錠をすること。
- (4) 交通ルールを守ること。(二人乗り・傘差し・無灯火等禁止)
- (5) ヘルメットの着用に努めること。

#### 2 原動機付自転車および自動二輪

- (1) 原動機付自転車および自動二輪の免許取得は厳禁である。また、自動二輪の後部席乗車は禁止する。
- (2) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）による通学は禁止する。

#### 3 普通自動車免許

自動車学校に入校できるのは卒業式以降の日からである。但し、3年生で就職先が決定した生徒で入校を希望する者は、第2学期末考査以降、所定の手続きをとること。

- (1) 普通自動車運転免許証取得希望生徒は、生徒部の担当者に「普通自動車免許証取得入校願」「誓約書」を提出する。許可後「普通自動車免許証取得通学許可証」を発行する。
- (2) 入学希望者は必ず保護者と相談のうえ、希望する自動車学校に入校の申し込みを行う。
- (3) 普通自動車免許取得は2月中旬以降とし、在学中の普通自動車の運転は禁止する。

### 第4章 懲戒等の処置に関する規定事項

#### 1 問題行動

- (1) 喫煙、喫煙具所持(タバコ、ライター、マッチ等)、喫煙同席
- (2) 飲酒、飲酒同席
- (3) 薬物乱用(シンナー、薬物吸引等)
- (4) パチンコ店、競馬場、オートレース場等への出入り
- (5) 試験不正行為
- (6) 窃盗、万引き
- (7) 暴力行為
- (8) 自動車等免許証不正取得、無免許運転
- (9) 定期券不正使用
- (10) 性的逸脱行為
- (11) 金銭カンパ
- (12) 一方的かつ悪質な他害行為
- (13) 無断アルバイト
- (14) その他

## 第5章 携帯品について

- 1 生徒証は常に携帯すること。
- 2 学業に不必要なものは携行しないこと。例：多額の金銭、マンガ、雑誌、トランプ、刃物(サバイバルナイフ等)、ゲーム関係等
- 3 携帯電話について持ち込みを許可するが各規定を厳守すること。詳細については、別途提示する。
- 4 所持品についてはすべて記名し、各人の責任において生徒用収納ロッカー（第7章に規程あり。以下同じ）を使用し管理すること。

## 第6章 携帯電話使用規程

- 1 校内においては、電源を切るとともに使用しないこと。また、保管場所は生徒用収納ロッカーとする。
- 2 授業その他で携帯電話を使用する場合は教員の指示に従うこと。教員の指導に従わない場合は指導の対象とする。
- 3 公共のマナーを守った上で使用すること。  
(※特に歩行中・列車内・自転車乗車中・他の迷惑となる場所などでは使用しないこと)
- 4 携帯電話の管理については本人が責任を持ち、破損・紛失・盗難については、自己責任とする。
- 5 違反行為を現認するために、携帯電話使用の有無を確認することがある。
- 6 上記の1、2の規定に違反した場合は、指導を行う。
- 7 携帯電話に関わるトラブルについては、自己責任とする。

## 第7章 生徒用収納ロッカー使用規程

生徒用収納ロッカー（第7章では以下、ロッカーとする）は、教育環境を整え生徒の学校生活の充実を図るため、福岡県公立古賀竟成館高等学校PTA によって購入されたものである。生徒は、その経緯をよく理解し大切に使用すること。

- 1 ロッカーの使用に関しては、本規程並びに学校の指導に従うこと。
- 2 ロッカー内の物品管理は、全て使用者の責任とする。
- 3 ロッカー内には、学校が許可した物品のみを整理整頓し保管すること。
- 4 生徒は南京錠(番号式可)を各自準備し、ロッカーを施錠し、自己管理すること。
- 5 ロッカーの上に乗る、物を置く、叩く、蹴る等の行為はしないこと。
- 6 ロッカーを破損させた場合、破損者がその費用を代償する。  
(破損者が特定できない場合は全校生徒で弁償する)
- 7 南京錠の合い鍵の紛失時や、生徒指導上必要があると学校が判断した場合は、ロッカーを開錠する。
- 8 指定された番号のロッカーのみ使用すること。

生徒用収納ロッカー使用規程は平成27年10月19日より施行

## 第8章 その他の心得

- 1 現住所・保護者に変更があった場合は速やかに組担任に届けなければならない。
- 2 公共交通機関の利用に際しては規定やマナーを守り、他の人に迷惑をかけること。
- 3 学校内でポスター・ビラ等を掲示するときは、生徒部の許可が必要である。
- 4 生徒間での金銭貸借及び物品の販売は禁止する。
- 5 外部施設を借用し、パーティー等を行うことは厳禁である。また、それに準ずるバンドなどのチケットを校内で販売することも厳禁である。
- 6 遺失物及び拾得物があった場合は、速やかに届けること。
- 7 無断外泊・深夜外出は禁止する。
- 8 学生割引証・通学証明が必要な場合は、事務室より交付を受け、使用に当たっては不正行為があってはならない。

## 設置部活動名

### 運動部

硬式野球部 陸上競技部 女子バスケットボール部 男子バスケットボール部 チアリーディング部 バドミントン部 硬式テニス部 女子バレーボール部 弓道部 フットサル部 卓球部 総合運動部
---

### 文化部

吹奏楽部 簿記部 茶華道部 ワープロ部 美術部 軽音楽部 園芸・ボランティア部 E S S部 デザイン部 (BDコース生徒のみ)
---

### 愛好会

ダンス同好会
--------

※令和6年2月末時点